

○国土交通省令第百号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十条及び第四十一条第一項（これらの規定を同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第七十五条の三第一項及び第八項、第七十五条の四第一項、第七十六条、第九十九条の三第一項、第三項第一号及び第五項並びに第百四条並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第百五十五号）第二条第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

（長さ、幅及び高さ）

第二条（略）

2 次の各号に掲げるものは、告示で定める方法により測定した場合において、それぞれ当該各号に定める突出量の範囲内で突出することができる。

（長さ、幅及び高さ）

第二条（略）

2 次に掲げるものは、告示で定める方法により測定した場合において、第一号に掲げるものにあつてはその自動車の最外側から二百五十ミリメートル以上、その自動車の高さから三百ミリメートル以上、第二号に掲げるものにあつてはその自動車の最外側から百ミリメートルを超えて突出してはならない。ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車（けんひ自動車）を牽引する牽引自動車（けんひ自動車）の後写鏡及び後方等確認装置（自動車の外側線付近及び後方の状況の画像を撮影し、運転者席において確認できる位置に備えられた当該画像を表示する装置をいう。以下同じ。）に限り、被牽引自動車の最外側から二百五十ミリメートルまで突出することができる。

一 外開き式の窓及び換気装置並びに第四十四条第六項の装置 その自動車の最外側から二百五十ミリメートル未満、その自動車の高さから三百ミリメートル未満

一 外開き式の窓及び換気装置、後写鏡、後方等確認装置並びに第四十四条第六項の装置

- 二 後写鏡及び後方等確認装置（自動車の外側線付近及び後方の状況の画像を撮影し、運転者席において確認できる位置に備えられた当該画像を表示する装置をいう。第四十四条において同じ。）その自動車の最外側から二百五十ミリメートル未満（その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車に備える場合にあつては、その被牽引自動車の最外側から二百五十ミリメートル以下）、その自動車の高さから三百ミリメートル未満
- 三 側方衝突警報装置 その自動車の最外側から百ミリメートル以下
- 四 自動車の周囲の状況の検知又は監視を行い、運転者に対し当該状況に係る情報の提供又は当該自動車の制御を行う装置その他の告示で定める装置 告示で定める突出量

（電気装置）

第十七条之二（略）

2・3（略）

- 4 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）の電気装置は、当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変できるものとして、機能及び性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。

5・6（略）
（車枠及び車体）

第十八条（略）

- 2 自動車（次の各号に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。

一（略）

二（削る）

- 二 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるもの

- 三 前二号の自動車の形状に類する自動車として告示で定めるもの

四（十）（略）

- 3 自動車（次の各号に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。
- 一 専ら乗用の用に供する自動車であつて次に掲げるもの
 - イ 乗車定員十人以上の自動車
 - ロ 乗車定員十人未満の自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるもの

（削る）

- 二 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量二・五トンを超えるもの

- 三 前二号の自動車の形状に類する自動車として告示で定めるもの

四（九）（略）

- 4 自動車（次の各号に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。

一（略）

二 側方衝突警報装置

（電気装置）

第十七条之二（略）

2・3（略）

- 4 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変できるものとして、機能及び性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。

5・6（略）
（車枠及び車体）

第十八条（略）

- 2 自動車（次の各号に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。

一（略）

- 一 前号の自動車の形状に類する自動車

- 二 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量二・八トンを超えるもの

- 三 前号の自動車の形状に類する自動車

四（十）（略）

- 3 自動車（次の各号に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。
- 一 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの
 - （新設）
 - （新設）

- 二 前号の自動車の形状に類する自動車

- 三 車両総重量二・五トンを超える自動車

- 四 前号の自動車の形状に類する自動車

五（十）（略）

- 4 座席の地上面からの高さが七百ミリメートル以下の自動車（次の各号に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。

一（略）

(削る)
 二 (略)
 三 前二号の自動車の形状に類する自動車として告示で定めるもの
 四 十 (略)
 五 九 (略)

二 前号の自動車の形状に類する自動車
 三 (略)
 四 前号の自動車の形状に類する自動車
 五 十一 (略)
 五 九 (略)

(装置型式指定規則の一部改正)

第二条 装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(特定装置の種類)

第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。

一 五の十八 (略)

五の十九 法第四十一条第六号の燃料装置のうちフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置、同号の電気装置のうちフルラップ前面衝突時の感電防止装置及び同項第七号の車枠及び車体のうちフルラップ前面衝突時の乗員保護装置(電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。))に備えるものに限る。

五の二十 法第四十一条第六号の燃料装置のうちフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び同項第七号の車枠及び車体のうちフルラップ前面衝突時の乗員保護装置(電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。))に備えるものを除く。

五の二十一 法第四十一条第六号の燃料装置のうちオフセット前面衝突時(自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じたときをいう。以下同じ。)の燃料漏れ防止装置、同号の電気装置のうちオフセット前面衝突時の感電防止装置及び同項第七号の車枠及び車体のうちオフセット前面衝突時の乗員保護装置(電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。))に備えるものに限る。

五の二十二 法第四十一条第六号の燃料装置のうちオフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び同項第七号の車枠及び車体のうちオフセット前面衝突時の乗員保護装置(電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。))に備えるものを除く。

六 法第四十一条第六号の燃料装置のうち自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置、同号の電気装置のうち自動車との側面衝突時の感電防止装置及び同項第七号の車枠及び車体のうち自動車との側面衝突時の乗員保護装置(電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。))に備えるものに限る。

(特定装置の種類)

第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。

一 五の十八 (略)

五の十九 法第四十一条第六号の燃料装置のうちフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、同号の電気装置のうちフルラップ前面衝突時の感電防止装置並びに同項第七号の車枠及び車体のうちフルラップ前面衝突時の乗員保護装置(電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。))に備えるものに限る。

五の二十 法第四十一条第六号の燃料装置のうちフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに同項第七号の車枠及び車体のうちフルラップ前面衝突時の乗員保護装置(電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。))に備えるものを除く。

五の二十一 法第四十一条第六号の燃料装置のうちオフセット前面衝突時(自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じたときをいう。以下同じ。)の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、同号の電気装置のうちオフセット前面衝突時の感電防止装置並びに同項第七号の車枠及び車体のうちオフセット前面衝突時の乗員保護装置(電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。))に備えるものに限る。

五の二十二 法第四十一条第六号の燃料装置のうちオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに同項第七号の車枠及び車体のうちオフセット前面衝突時の乗員保護装置(電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。))に備えるものを除く。

六 法第四十一条第六号の燃料装置のうち自動車との側面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、同号の電気装置のうち自動車との側面衝突時の感電防止装置並びに同項第七号の車枠及び車体のうち自動車との側面衝突時の乗員保護装置(電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。))に備えるものに限る。

五の十九	第二条第五号の十九のフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	(略)
五の二十	第二条第五号の二十のフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	(略)
五の二十一	第二条第五号の二十一のオフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	(略)
五の二十二	第二条第五号の二十二のオフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	(略)
六	第二条第六号の自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	第九十五号第四改訂版
六の二	第二条第六号の二の自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	
六の三	第二条第六号の三のボールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	第三百三十五号改訂版
六の四	第二条第六号の四の後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び感電防止装置	第五百五十三号
六の五	第二条第六号の五の後面衝突時の燃料漏れ防止装置	
六の六	第二条第六号の六の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置	(略)
六の七	第二条第六号の七の車両転覆時の乗員保護装置	(略)
七〜三十七	(略)	(略)
三十八	第二条第四十四号の速度計及び走行距離計	第三十九号改訂版
三十九	第二条第四十五号の自動運行装置	第五百五十七号

第三号様式 (特別な表示) (第六条関係)
(略)

(単位：ミリメートル)

特 定 装 置 の 種 類	a
(略)	(略)
第二条第五号の十五のサイバーセキュリテシステム	8以上
第二条第五号の十六のプログラム等改造システム	
第二条第五号の十七の原動機用蓄電池	

五の十七	第二条第五号の十九のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	(略)
五の十八	第二条第五号の二十のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	(略)
五の十九	第二条第五号の二十一のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	(略)
五の二十	第二条第五号の二十二のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	(略)
六	第二条第六号の自動車との側面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	第九十五号第三改訂版
六の二	第二条第六号の二の自動車との側面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	
六の三	第二条第六号の三のボールとの側面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	第三百三十五号改訂版
六の四	第二条第六号の四の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置	(略)
六の五	第二条第六号の五の車両転覆時の乗員保護装置	(略)
七〜三十七	(略)	(略)
三十八	第二条第四十四号の速度計及び走行距離計	第三十九号改訂版

第三号様式 (特別な表示) (第六条関係)
(略)

(単位：ミリメートル)

特 定 装 置 の 種 類	a
(略)	(略)
第二条第五号の十七の原動機用蓄電池	8以上

(略)	
第二条第五号の十九のフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	
第二条第五号の二十のフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	
第二条第五号の二十一のオフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	
第二条第五号の二十二のオフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	
第二条第六号の自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	
第二条第六号の二の自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	
第二条第六号の三のポールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	
第二条第六号の四の後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び感電防止装置	
第二条第六号の五の後面衝突時の燃料漏れ防止装置	
第二条第六号の六の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置	
第二条第六号の七の車両転覆時の乗員保護装置	
(略)	
(略)	(略)
(略)	8以上
第二条第四十四号の速度計及び走行距離計	
第二条第四十五号の自動運行装置	

(略)	
第二条第五号の十九のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	
第二条第五号の二十のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	
第二条第五号の二十一のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	
第二条第五号の二十二のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	
第二条第六号の自動車との側面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	
第二条第六号の二の自動車との側面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	
第二条第六号の三のポールとの側面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	
第二条第六号の四の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置	
第二条第六号の五の車両転覆時の乗員保護装置	
(略)	
(略)	(略)
(略)	8以上
第二条第四十四号の速度計及び走行距離計	

(道路運送車両法関係手数料規則の一部改正)

第三条 道路運送車両法関係手数料規則(平成二十八年国土交通省令第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

(能力審査に係る手数料)
第二条 令第二条第二項の表四の項下欄第一号の国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 一 次号に掲げる者以外の者 六百五万七千円
 二 法第九十九条の三第八項第一号に掲げる審査において実地の調査が行われる施設が本邦外にある者 五百九十二万七千円に、当該調査のため機構の職員二人が出張することとした場合における機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額

2 (削る)
 (略)
 別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一、二十八 (略)	(略)
二十九 保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時(自動車の前面が衝突等による衝撃を受けたときをいう。以下同じ。)に係る試験	二十七万円
三十、三十の二 (略)	(略)
三十の三 保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、電柱その他棒状の工作物(以下「ポール」という。)との側面衝突時に係る試験	二十七万円
三十の四 保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、後面衝突時に係る試験	二十七万円
三十一、三十六 (略)	(略)
三十七 保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時に係る試験	二十七万円
三十七の二 保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時に係る試験	二十七万円

改正前

(能力審査に係る手数料)
第二条 令第二条第二項の表四の項下欄第一号の国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 一 法第九十九条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)の許可を申請する者(次号において「一号申請者」という。)(同号に掲げる者を除く。) 六百五万七千円
 二 一号申請者で、法第九十九条の三第八項第一号に掲げる審査において実地の調査が行われる施設(第四号において「能力審査の実地調査関係施設」という。)が本邦外にあるもの 五百九十二万七千円に、当該調査のため機構の職員二人が出張することとした場合における機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額(第四号において「機構職員の旅費相当額」という。)を加算した額
 三、四 (略)

2 (略)
 (削る)
 別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一、二十八 (略)	(略)
二十九 保安基準第十五条第二項に定める基準に係る試験(第三十号の二から第三十号の五までに掲げる試験を除く。)(乗車定員十人未満の自動車(三輪自動車を除く。)に係る試験に限る。)	十八万七千円
三十 保安基準第十五条第二項に定める基準に係る試験(次号から第三十号の五までに掲げる試験を除く。)(乗車定員十人未満の自動車(三輪自動車を除く。)に係る試験を除く。)	二十七万円
三十の二 保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時(自動車の前面が衝突等による衝撃を受けたときをいう。以下同じ。)に係る試験	二十七万円
三十の三、三十の四 (略)	(略)
三十の五 保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、電柱その他棒状の工作物(以下「ポール」という。)との側面衝突時に係る試験	二十七万円
三十一、三十六 (略)	(略)
三十七 保安基準第十七条第三項に定める基準に係る試験	二十七万円

<p>三十七の三 保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時に係る試験</p> <p>二十七万円</p>	<p>三十七の四 保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時に係る試験</p> <p>二十七万円</p>	<p>三十七の五 保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、後面衝突時に係る試験</p> <p>二十七万円</p>	<p>三十八、四十 (略)</p>	<p>四十一 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験</p> <p>二十七万円</p>	<p>四十二 (略)</p>	<p>四十三 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験</p> <p>二十七万円</p>	<p>四十三の二 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、後面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験</p> <p>二十七万円</p>	<p>四十四 (略)</p>	<p>四十五 保安基準第十七条の二第六項に定める基準に係る試験(前六号に掲げる試験を除く。)</p> <p>十二万五千元</p>	<p>四十六、百三十 (略)</p>	<p>百三十の二 保安基準第四十八条に定める基準に係る試験</p> <p>二百十九万五千円</p>	<p>百三十一・百三十二 (略)</p>	<p>備考</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。</p>	<p>(略)</p>	<p>第百二十三号</p> <p>次各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額</p> <p>一 運転者の視野に係る試験 十二万五千元</p> <p>二 乗車人員の保護に係る試験 十二万五千元</p> <p>三 歩行者の保護に係る試験 十二万五千元</p>	<p>第百三十号の二</p> <p>百四十万八千円</p>
--	--	---	-------------------	--	----------------	--	---	----------------	--	--------------------	---	----------------------	---	------------	---	-------------------------------

<p>三十八、四十 (略)</p>	<p>四十一 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時及び後面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験</p> <p>二十七万円</p>	<p>四十二 (略)</p>	<p>四十三 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験</p> <p>二十七万円</p>	<p>四十四 (略)</p>	<p>四十五 保安基準第十七条の二第六項に定める基準に係る試験(前五号に掲げる試験を除く。)</p> <p>十二万五千元</p>	<p>四十六、百三十 (略)</p>	<p>百三十の二 保安基準第四十八条に定める基準に係る試験</p> <p>百四十万八千円</p>	<p>百三十一・百三十二 (略)</p>	<p>備考</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。</p>	<p>(略)</p>	<p>第百二十三号</p> <p>次各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額</p> <p>一 運転者の視野に係る試験 十二万五千元</p> <p>二 乗車人員の保護に係る試験 十二万五千元</p> <p>三 歩行者の保護に係る試験 十二万五千元</p>	<p>第百三十号の二</p> <p>百四十万八千円</p>
-------------------	---	----------------	--	----------------	--	--------------------	--	----------------------	---	------------	---	-------------------------------

三 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に關し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

(略)	(略)
第二十九号、第三十七号、第四十一号、第四十五号及び第四十七号	二十七万円
第三十号、第三十七号の二、第四十二号及び第四十八号	二十七万円
第三十号の二、第三十七号の三、第四十三号及び第四十九号	二十七万円
第三十号の三、第三十七号の四及び第五十号	二十七万円
第三十号の四、第三十七号の五及び第四十三号の二	二十七万円
(略)	(略)
四・五 (略)	(略)

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一〇十六 (略)	(略)
十七 保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突に係る試験	二十七万円
十七の二・十七の三 (略)	(略)
十七の四 保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突に係る試験	二十七万円
十七の五 保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、後面衝突に係る試験	二十七万円
十七の六・十七の七 (略)	(略)
十七の八 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料タンク取付装置に係る試験（圧縮水素ガスを燃料とする自動車に係る試験に限る。）	十二万五千元

三 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に關し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

(略)	(略)
第三十号の二、第三十七号、第四十一号、第四十五号及び第四十七号	二十七万円
第三十号の三、第三十七号、第四十二号及び第四十八号	二十七万円
第三十号の四、第三十七号、第四十三号及び第四十九号	二十七万円
第三十号の五、第三十七号及び第五十号	二十七万円
(略)	(略)
四・五 (略)	(略)

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一〇十六 (略)	(略)
十七 保安基準第十五条第二項に定める基準に係る試験（次号から第十七号の五までに掲げる試験を除く。）	十八万七千元
十七の二 保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突に係る試験	二十七万円
十七の三・十七の四 (略)	(略)
十七の五 保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突に係る試験	二十七万円
十七の六・十七の七 (略)	(略)
十七の八 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料タンク取付装置に係る試験（圧縮水素ガスを燃料とする自動車に係る試験に限る。）	十二万五千元

第九十一号の二 百四十万八千円	第五十七号 十二万五千円	(略)	(略)	備考 一 (略) 二 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。	十七の九 保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時に係る試験	二十七万円
					十七の十 保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時に係る試験	二十七万円
					十七の十一 保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時に係る試験	二十七万円
					十七の十二 保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時に係る試験	二十七万円
					十七の十三 保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、後面衝突時に係る試験	二十七万円
					十八～二十一 (略)	(略)
					二十二 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十七万円
					二十二の二 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、後面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十七万円
					二十三～九十一 (略)	(略)
					九十一の二 保安基準第四十八条に定める基準に係る試験	二百十九万五千円
九十二・九十三 (略)	(略)					

第五十七号 十二万五千円	(略)	(略)	(略)	備考 一 (略) 二 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。	十七の九 保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時に係る試験	二十七万円
					十七の十 保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時に係る試験	二十七万円
					十七の十一 保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時に係る試験	二十七万円
					十七の十二 保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時に係る試験	二十七万円
					十七の十三 保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、後面衝突時に係る試験	二十七万円
					十八～二十一 (略)	(略)
					二十二 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十七万円
					二十二の二 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、後面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十七万円
					二十三～九十一 (略)	(略)
					九十一の二 保安基準第四十八条に定める基準に係る試験	百四十万八千円
九十二・九十三 (略)	(略)					

三 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合において、同表の下欄に掲げる額とする。

(略)	(略)
第十七号、第十七号の九、第二十号の二及び第二十四号の二	二十七万円
第十七号の二、第十七号の十、第二十一号及び第二十五号	二十七万円
第十七号の三、第十七号の十一、第二十二号及び第二十六号	二十七万円
第十七号の四、第十七号の十二及び第二十七号	二十七万円
第十七号の五、第十七号の十三及び第二十二号の二	二十七万円
(略)	(略)

第四條 (自動車の特定制改造等の許可に関する省令の一部改正)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改正する。
正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

改正前

三 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合において、同表の下欄に掲げる額とする。

(略)	(略)
第十七号の二、第二十号の二及び第二十四号の二	二十七万円
第十七号の三、第二十一号及び第二十五号	二十七万円
第十七号の四、第二十二号及び第二十六号	二十七万円
第十七号の五及び第二十七号	二十七万円
(略)	(略)

(許可の対象となる行為)

第一条 道路運送車両法(以下「法」という)第九十九条の三第一項第一号の国土交通省令で定めるものは、法第四十一条第一項各号に掲げる装置の性能の変更(軽微な変更(当該変更に係る自動車^が道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。)に適合することが明白であるものをいう。)を除く。)を行う改造(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに大型特殊自動車について行われるものを除く。)とする。

2・3 (略)

(許可の手続)

第二条 法第九十九条の三第一項の許可(以下単に「許可」という。)を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、申請者の能力が第四条第一項の基準に適合することについて、あらかじめ、国土交通大臣の証明を受けるものとする。

2 (略)

3 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 (略)

二 申請者の能力が第四条第一項の基準に適合することを証する書面

4・8 (略)

(許可の対象となる行為)

第一条 道路運送車両法(以下「法」という)第九十九条の三第一項第一号の国土交通省令で定めるものは、法第四十一条第一項各号に掲げる装置の性能の変更(軽微な変更(当該変更に係る自動車^が道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。)に適合することが明白であるものをいう。)を除く。)を行う改造(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに被牽引自動車について行われるものを除く。)とする。

2・3 (略)

(許可の手続)

第二条 法第九十九条の三第一項の許可(第四条第一項各号及び第五条第三号を除き、以下単に「許可」という。)を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、申請者の能力が第四条第一項各号に定める基準に適合することについて、あらかじめ、国土交通大臣の証明を受けるものとする。

2 (略)

3 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 (略)

二 申請者の能力が第四条第一項各号に定める基準に適合することを証する書面

4・8 (略)

(許可の基準)

第四条 法第九十九条の三第三項第一号の国土交通省令で定める申請者の能力の基準は、特定改造等の適確な実施を確保するために必要なものとして、プログラム等の適切な管理及び確実な改造並びにサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。次項及び第五条第三号において同じ。)を確保するための業務管理システムに関し、告示で定める基準とする。

(削る)

2 法第九十九条の三第三項第一号の国土交通省令で定める申請者の体制の基準は、特定改造等に係る、改造のためのプログラム等の設計及び製作、プログラム等の管理及び改造、当該改造により改造される自動車のサイバーセキュリティの確保並びに当該自動車に発生した不具合(当該改造に係るものに限る。)の是正への対応を、申請者が統括して管理し、及び改善する体制が整備されていることとする。

3 (略)

(遵守事項)

第五条 法第九十九条の三第五項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 許可に係るプログラム等の改造により改造される自動車のサイバーセキュリティを確保するために必要なものとして、国土交通大臣が告示で定める措置を講ずること。

四 (略)

附則

1 (略)

(経過措置)

2 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)のうち、国土交通大臣が告示で定めるものについて、特定改造等をしようとする者については、当分の間、第二条、第三条第三項第一号、第四条第一項及び第五条(第一号を除く。)の規定は、適用しない。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年一月二十二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中道路運送車両の保安基準第二条の改正規定 公布の日

二 第一条中道路運送車両の保安基準第十八条の改正規定並びに第二条中装置型式指定規則第五条の表第四号の四、第六号及び第六号の二下欄の改正規定並びに次条の規定 令和三年一月三日(経過措置)

第二条 この省令による改正前の装置型式指定規則(以下「旧規則」という)第五条の表第四号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定(令和五年八月三十一日以前に行われたもの又はこの省令による改正に係る事項の認定以外に係るものに限る。)は、この省令による改正後の装置型式指定規則(以下「新規則」という)第五条の表第四号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条の表第六号及び第六号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定(令和四年七月四日以前に行われたものに限る。)であって、この省令による改正に係る事項の認定は、令和六年七月四日までの間は、新規則第五条の表第六号及び第六号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第六号及び第六号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であって、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第六号及び第六号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

(許可の基準)

第四条 法第九十九条の三第三項第一号の国土交通省令で定める申請者の能力の基準は、特定改造等の適確な実施を確保するために必要なものとして、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一・二 (略)

2 法第九十九条の三第三項第一号の国土交通省令で定める申請者の体制の基準は、特定改造等に係る、改造のためのプログラム等の設計及び製作、プログラム等の管理及び改造、当該改造により改造される自動車のサイバーセキュリティの確保(申請者が一号申請者である場合に限る。)並びに当該自動車に発生した不具合(当該改造に係るものに限る。)の是正への対応を、申請者が統括して管理し、及び改善する体制が整備されていることとする。

3 (略)

(遵守事項)

第五条 法第九十九条の三第五項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 法第九十九条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)の許可を受けた者にあつては、当該許可に係るプログラム等の改造により改造される自動車のサイバーセキュリティを確保するために必要なものとして、国土交通大臣が告示で定める措置を講ずること。

四 (略)

附則

1 (略)

(経過措置)

2 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)のうち、国土交通大臣が告示で定めるものについて、特定改造等をしようとする者については、当分の間、第二条、第三条第三項第一号、第四条第一項及び第五条(第一号を除く。)の規定は、適用しない。